

監 査 報 告 書

令和3年5月18日

学校法人聖泉学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 聖泉学園

監事

安田 勝雄



印

監事

堀川 英雄



印

監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人聖泉学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果について報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 業務監査及び理事の業務執行の状況については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、友朋監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

2. 監査結果

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。ただし、定員割れの状況などから、経営上多大な影響が長期間続くこととなるため、継続的な事業安定と定員確保・充足のために、以下の点を検討し実践してください。また、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 令和2年6月に聖泉大学経営改革委員会から答申のあった「聖泉大学の経営・運営基盤を見据えた人間学部のあり方」を具体化し、計画どおり着実に学部再編（学生確保の含む）を推進すること。
- (2) 学部再編及び教育カリキュラム改定にあたっては、情報化社会やデジタルトランスフォーメーション（DX）の急激な進展による生活変化・感染症拡大・ストレスの深刻化等の社会不安・課題を解決するため、体系的な知見を学べる方策を講じ、特徴ある教育を推進されたい。
- (3) 学部再編と安定的な経営のため、人件費等経費削減策の具体化に努めるとともに、教育上、研究上または実務上の知識および能力を有する者であることを明確に追跡できるよう整備し、教員の適格性を確保すること。